

地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障施策に要する経費

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 1.0億円

【歳出】 社会保障施策に要する経費 22.9億円

（単位：千円）

事業名		平成29年度 決算額	財 源 内 訳				
			特 定 財 源			一 般 財 源	
			国・県 支出金	町 債	その他	地方消費税交 付金（社会保 障財源化分）	その他
社会福祉	障害者福祉事業	437,982	292,104	0	5,858	9,904	130,116
	高齢者福祉事業	89,510	2,730	1,040	3,294	5,832	76,614
	児童福祉事業	579,923	374,082	340	47,873	11,149	146,479
	母子福祉事業	44,042	22,283	0	539	1,501	19,719
	小 計	1,151,457	691,199	1,380	57,564	28,386	372,928
社会保険	国民健康保険事業	169,641	78,279	0	0	6,462	84,900
	後期高齢者医療事業	228,741	33,283	0	0	13,825	181,633
	介護保険事業	250,353	3,057	0	0	17,492	229,804
	小 計	648,735	114,619	0	0	37,779	496,337
保健衛生	疾病予防対策事業	60,905	28,871	820	1,538	2,099	27,577
	病院事業	429,527	0	12,100	0	29,525	387,902
	小 計	490,432	28,871	12,920	1,538	31,624	415,479
合 計		2,290,624	834,689	14,300	59,102	97,789	1,284,744